

議案第 9 号

燕・弥彦総合事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部改正
について

燕・弥彦総合事務組合水道事業の設置等に関する条例（平成31年
燕・弥彦総合事務組合条例第10号）の一部を次のように改正するも
のとする。

令和 7 年 2 月 2 1 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

記

燕・弥彦総合事務組合水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例

燕・弥彦総合事務組合水道事業の設置等に関する条例（平成31年
燕・弥彦総合事務組合条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中、「87,500人」を「87,000人」に、「46,500立方メ
ートル」を「45,500立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。